

## 神戸市公立大学法人施設使用規則

2023年4月1日

規則第59号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人が設置する神戸市外国語大学（以下「大学」という。）及び神戸市立工業高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 大学の施設とは別表1に、高等専門学校の施設とは別表1の2に定める施設をいう。

(施設の使用)

第2条 施設の使用については、別に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。

2 学長は別表2で定める施設の使用を、校長は別表2の2で定める施設の使用を大学又は高等専門学校の学生、院生及び職員（以下「大学等関係者」という。）の利用を妨げない限度において大学等関係者以外の者に認めることができる。ただし、学長又は校長が特に認めるときは、別表2及び別表2の2以外の施設の使用ができるものとする。

3 施設の使用許可は、次の使用順位により、各号の一に該当するときに限り行う。

- (1) 大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）の主催又は主管する行事
- (2) 正課の授業
- (3) 課外の体育、文化及び研究活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大学等関係者の体育、文化、研究活動
- (5) その他学長又は校長が使用を認める行事
- (6) 大学等関係者以外の者の施設の利用を学長又は校長が認める場合

4 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 大学等関係者の活動に支障があると認められるとき。
- (2) 営利を主たる目的とした利用と認められるとき。
- (3) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対のための利用その他政治的活動のための利用と認められるとき。
- (4) 特定の宗教の支持又は反対のための利用その他宗教的活動のための利用と認められるとき。
- (5) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(施設の所管及び使用時間)

第3条 大学の施設の管理運営事務の所管及び使用時間については別表3の、高等専門学校については別表3の2のとおりとする。ただし、学長又は校長が特に使用を認めるときは、別表3又は別表3の2で定める使用時間以外の使用ができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、年末年始及び学長又は校長が指定した日については、使用を禁止する。

(使用手続き及び使用料)

第4条 施設を使用しようとする者は、使用前7日までに、施設使用許可申請書(様式第1号又は様式第1号の2)(以下「申請書」という。)を学長又は校長に提出しなければならない。

2 前項に定める申請手続きは、大学の施設については大学事務局総務グループで、高等専門学校の施設については高等専門学校事務室総務課で行うこととし、大学においては管理運営事務を所管する部署へ合議するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第3項第1号から第4号の一に該当するときは、次のとおりとする。

(1) 第1号に該当するときは、管理運営事務を所管する部署の許可を得たのち、大学においては大学事務局総務グループへ合議をするものとする。

(2) 第2号から第4号に該当するときは、管理運営事務を所管する部署の許可を受けなければならない。

(3) 前号に該当する場合の申請手続き等については、別に定める。

4 第2条第3項第6号に該当する許可を与える施設に対する使用料及び償還金(以下「使用料等」という。)は、別表4及び別表4の2のとおりとする。

5 前項に定める使用料等は、使用日の前日までに納付しなければならない。ただし、学生又は校長が認めるときは、これを後納させることができる。

(使用料等の免除・後納)

第5条 使用料等は、次の各号の一に該当するときは、申請に基づき減免又は後納することができる。

(1) 神戸市が主催するとき。

(2) 学会利用において大学等が共催するとき。

(3) その他公益上の見地から学長又は校長が必要と認めるとき。

(使用料等の不還付)

第6条 次の各号の一に該当するときは、既納の使用料等は、還付しない。

(1) 天災事変等により使用できなかったとき。

(2) 第10条第1項第2号の規定により使用を停止させたとき。

(使用の許可)

第7条 第4条第1項の申請に基づき使用許可を決定したときは、申請者に対し、施設使用許可書(様式第2号又は様式第2号の2)(以下「許可書」という。)により通知するものとする。

(使用許可事項の変更)

第8条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可書に記載した事項を変更しようとするときは、第4条の規定に準じて許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、使用料等が増加したときは、その差額を追徴する。

(使用者等の遵守事項)

第9条 使用者その他施設を利用する者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設・設備以外を使用しないこと。
- (2) 準備及び後始末は、使用を許可された時間以内に原則として使用者等が行うこと。
- (3) 許可なく施設において物品の販売、寄附の募集、宣伝等を行わないこと。
- (4) 許可なくポスターの貼付、ビラの配布、旗幕の掲揚懸垂等を行わないこと。
- (5) 使用者等の主催する行事集会に関し、火災及び盗難の防止、他人に迷惑をかける恐れがある者に対する入場の拒否、必要に応じた十分な整備員の配備等秩序維持のために必要な注意を払うこと。
- (6) 大学等の物件を部外に持ち出さないこと。
- (7) 大学等に物件を搬入しようとするときは、あらかじめ学長又は校長の許可を受けること。
- (8) その他係員の指示に従うこと。

(使用許可の撤回・使用の停止)

第10条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を撤回し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 使用者等が使用許可の条件に違反し、その他この規則の定めに従わないとき。
  - (2) 大学等において緊急に使用する必要が生じたとき。
- 2 前項の規定により使用許可を撤回し、又は使用を停止させるときは、学長又は校長は、理由を付してその旨を使用者等に通知するものとする。

(事故の責任)

第11条 使用中発生した事故については、施設・設備の不備に基づくものを除きすべて使用者等の責任とする。

(原状回復義務)

第12条 使用者等は、その使用を終えたとき（使用許可の撤回及び使用の停止を含む。）は、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者等が、その責に帰する理由により、大学等施設を損傷したときは、学長又は校長が指定する期間内にこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか施設の使用に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 神戸市外国語大学施設利用規程（2008年4月規程第17号）は、廃止する。